

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>住民基本台帳法第30条の8第1項第2号及び第2項の規定に基づき、本人確認情報を利用することができる県の事務を定める等のための改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事が本人確認情報を利用する事務（下記事務であって規則で定めるもの） <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当法による児童扶養手当で過誤払いとなったものの返納に関する事務（公用請求の省略） (2) 母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還に関する事務（公用請求の省略） (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則による医療特別手当受給者等の死亡の届出に関する事務（住民票の添付省略） (4) 愛媛県恩給条例による年金である恩給の支給に関する事務（住民票の添付省略） (5) 愛媛県奨学資金貸与条例による奨学金の返還に関する事務（公用請求の省略） (6) 県立病院の料金で未収のもの徴収に関する事務（公用請求の省略） (7) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例による制度加入の承認又は年金受給権者の死亡若しくは現況に係る届出に関する事務（住民票の添付省略） 2 知事以外で本人確認情報を利用できる執行機関 監査委員 3 2の執行機関が本人確認情報を利用する事務 住民監査請求に関する事務で規則で定めるもの 4 知事から2の執行機関への本人確認情報の提供方法 知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行う。 	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>住民基本台帳法 （都道府県における本人確認情報等の利用）</p> <p>第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。 二 条例で定める事務を遂行するとき。 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。 四 統計資料の作成を行うとき。 <p>2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p>	